

# 令和3年度 原子力防災訓練実施要領

主 催

宮城県・女川町・石巻市  
登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町

## 目 次

I	令和3年度原子力防災訓練実施概要	1
II	項目別訓練実施要領	5
1	緊急時通信連絡訓練	5
2	県災害対策本部運営訓練	6
3	市町災害対策本部運営訓練	7
4	県現地災害対策本部運営訓練	8
5	オフサイトセンター運営訓練	9
6	緊急時モニタリング訓練	10
7	広報訓練	12
8	原子力災害医療活動訓練	13
9	住民避難訓練	16
10	交通対策・警戒警備等訓練	21
11	新型コロナウイルス感染症対策訓練	22

## I 令和3年度原子力防災訓練実施概要

### 1 根 拠

- (1) 災害対策基本法第8条第2項
- (2) 同 第48条
- (3) 原子力災害対策特別措置法第5条
- (4) 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕第2章第22節

### 2 目 的

原子力災害発生時における関係機関の防災体制や相互連携にかかる実効性を確認するほか、各種計画やマニュアル等に基づく手順を確認するとともに、関係機関やその要員における原子力防災技術の向上や原子力防災に係る住民の理解促進を図るもの。

また、「女川地域の緊急時対応」を検証するとともに、訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出・改善を図るもの。

### 3 日 時

2月10日（木）、11日（金・祝）、12日（土）

### 4 場 所

宮城県庁、宮城県女川オフサイトセンター、宮城県環境放射線監視センター、女川町役場、石巻市役所、登米市役所、東松島市役所、涌谷町役場、美里町役場、南三陸町役場、東北電力株式会社女川原子力発電所、その他関係機関

### 5 主 催

宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町

### 6 参加機関（全120機関、順不同）

#### (1) 指定行政機関（4機関）

内閣府政策統括官（原子力防災担当）、原子力規制庁（緊急事案対策室、女川原子力規制事務所）、総務省消防庁

#### (2) 指定地方行政機関（17機関）

東北管区警察局（広域調整第二課、宮城県情報通信部）、総務省東北総合通信局、財務省東北財務局、厚生労働省東北厚生局、厚生労働省宮城労働局、農林水産省東北農政局、林野庁東北森林管理局、経済産業省東北経済産業局、国土交通省東北地方整備局、国土交通省東北運輸局、国土交通省東京航空局仙台空港事務所、気象庁仙台管区气象台、海上保安庁第二管区海上保安本部、環境省東北地方環境事務所、防衛省東北防衛局、国土地理院東北地方測量部

**(3) 自衛隊 (10 機関)**

陸上自衛隊 (東北方面総監部, 第6師団司令部, 第6施設大隊, 第6特殊武器防護隊, 第22即応機動連隊, 第2施設団), 海上自衛隊横須賀地方総監部, 航空自衛隊 (第4航空団, 航空救難団松島救難隊, 松島管制隊)

**(4) 地方公共団体 (43 機関)**

宮城県 (知事部局, 出納局, 企業局, 教育庁, 警察本部), 青森県, 山形県, 福島県, 女川町, 石巻市, 登米市, 東松島市, 涌谷町, 美里町, 南三陸町, 仙台市, 栗原市, 大崎市, 塩竈市, 気仙沼市, 白石市, 名取市, 角田市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 大衡村, 色麻町, 加美町

**(5) 消防機関 (5 機関)**

石巻地区広域行政事務組合消防本部, 仙台市消防局, 登米市消防本部, 大崎地域広域行政事務組合消防本部, 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部

**(6) 指定公共機関 (11 機関, 原子力事業者を除く。)**

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構, 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構, 日本銀行仙台支店, 日本赤十字社宮城県支部, 東日本高速道路株式会社東北支社, 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社, 日本貨物鉄道株式会社東北支社, 東日本電信電話株式会社宮城事業部, KDDI 株式会社東北総支社, 株式会社NTT ドコモ東北支社, ソフトバンク株式会社

**(7) 指定地方公共機関 (10 機関)**

公益社団法人宮城県医師会, 公益社団法人宮城県バス協会, 公益社団法人宮城県トラック協会, 宮城県道路公社, 日本放送協会仙台放送局, 東北放送株式会社, 株式会社仙台放送, 株式会社宮城テレビ放送, 株式会社東日本放送, 株式会社エフエム仙台

**(8) 医療機関 (6 機関)**

国立大学法人弘前大学放射線安全総合支援センター, 公立大学法人福島県立医科大学, 国立大学法人東北大学病院, 独立行政法人国立病院機構仙台医療センター, 日本赤十字社石巻赤十字病院, 青森県立中央病院

**(9) 関係機関 (13 機関)**

公益財団法人原子力安全技術センター, 公益財団法人原子力安全研究協会, 公益社団法人宮城県放射線技師会, 宮城県倉庫協会, 特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム, 一般社団法人宮城県薬剤師会, 一般社団法人石巻薬剤師会, 宮城県漁業協同組合, 渡波漁船漁業協同組合, 一般社団法人宮城県タクシー協会, シーパル女川汽船株式会社, 株式会社潮プランニン

グ、網地島ライン株式会社

- (10) 原子力事業者 (1 機関)  
東北電力株式会社

## 7 想定

(自然災害)

三陸沖において地震が発生し、県内の広い範囲で震度5強～6強を観測(女川町及び石巻市で震度6強)。その直後に大津波警報が発表され、各地域にて避難者が多数発生したほか、地震及び津波により、人的・住家被害が発生、被災者多数、土砂災害により孤立地域が発生した。

(原子力災害)

自然災害発生後、大津波警報発令に伴い、定格熱出力運転中の女川原子力発電所2号機を緊急停止。外部電源の喪失、機器故障によって原子炉注水機能を喪失し、全面緊急事態に至る。

その後、炉心が損傷し、放射性物質が放出され、特定の地点において一時移転が必要な空間放射線量率の上昇が認められた状況になった。

## 8 訓練項目

項 目
(1) 緊急時通信連絡訓練
(2) 県災害対策本部運営訓練
(3) 市町災害対策本部運営訓練
(4) 県現地災害対策本部運営訓練
(5) オフサイトセンター運営訓練
(6) 緊急時モニタリング訓練
(7) 広報訓練
(8) 原子力災害医療活動訓練
(9) 住民避難等訓練
(10) 交通対策・警戒警備等訓練
(11) 新型コロナウイルス感染症対策訓練

## 9 重点事項

- (1) 「女川地域の緊急時対応」等に基づく手順の検証

「女川地域の緊急時対応」に取りまとめられた避難計画等に基づく、防護措置の実施手順の確認や住民の段階的避難における実効性の検証を行う。

- (2) 複合災害時(感染症含む)の対応の確認と実動機関との連携体制の確認

東日本大震災の経験も踏まえ、複合災害時を想定し、初動対応、避難所や避難経路の確保、実動機関との連携等について、情報伝達方法や対

応手順を確認する。また、住民の輸送、避難所の運営等における感染症流行時の防護対策を検証する。

### **(3) 原子力災害に関する住民の理解促進**

屋内退避・避難等の防護措置の実践や、わかりやすい資料の提示・説明により、その重要性や手順等について住民理解の促進を図る。

## **10 訓練の中止**

災害が発生し、又は発生するおそれのあると認められるときなどは、本訓練を中止し、後日、緊急時通信連絡訓練のみを実施するものとする。

## II 項目別訓練実施要領

### 1 緊急時通信連絡訓練

#### (1) 目的

緊急時における防災関係機関相互の迅速かつ正確な情報伝達体制を検証し、防災業務従事者による通信設備や機器の運用方法についての習熟を図る。

#### (2) 参加機関

国，宮城県，県内全市町村 他

#### (3) 訓練実施場所

- イ 国（官邸，内閣府，原子力規制庁等）
- ロ 宮城県庁
- ハ 県内各市町村庁舎 他

#### (4) 訓練内容

##### イ 防災関係機関との通信連絡訓練

東北電力株式会社女川原子力発電所からの原子力事業者通報内容や、国の指示等に基づき原子力災害合同対策協議会で決定した応急対策の内容を、通信連絡系統にしたがい、迅速かつ正確に関係機関とメールやFAX等により通信連絡を行うとともに、通信設備・機器の操作方法等の習熟を図る。

##### ロ テレビ会議システムを活用した指示伝達，情報共有

テレビ会議システムを活用して宮城県庁，各市町庁舎，宮城県女川オフサイトセンター間等で指示伝達，情報共有等の通信連絡を行うとともに、テレビ会議システムの操作方法の習熟を図る。

## 2 県災害対策本部運営訓練

### (1) 目的

緊急時における県災害対策本部等の設置手順，運営方法及び指揮系統の確認，検証を図るとともに，原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）及びオフサイトセンター（以下「OFC」という。）との連携を確認する。

### (2) 参加機関

宮城県，防災関係機関

### (3) 訓練実施場所

- イ 災害対策本部会議  
行政庁舎 4階 庁議室
- ロ 災害対策本部事務局  
行政庁舎 2階 講堂，各執務室
- ハ 災害対策本部連絡員会議  
行政庁舎 2階 講堂

### (4) 訓練内容

#### イ 県災害対策本部の設置，運営，要員参集

宮城県庁において，県災害対策本部を立上げ，本部会議を開催し，県災害対策本部長が各種応急事態対策の実施状況の報告を受けるとともに，県の担う住民防護活動等に関する事項を協議する。また，各種調整のため，災害対策本部連絡員会議を開催する。

また，庁内関係各課に対して，県災害対策本部設置の連絡，本部員及び指定職員等の参集を指示する。

#### ロ 防護措置の内容に関する情報の収集及び調整

##### (イ) 通信連絡訓練

県災害対策本部事務局において，県の担う初期段階の住民防護活動等の実施に向け，国及び県現地災害対策本部と連携して情報収集及び各種調整等を行う。

##### (ロ) ヘリコプター，船舶からの映像伝送訓練

自然災害及び原子力災害の発生を想定する地域にヘリコプター並びに船舶を派遣し，搭載するカメラで撮影した映像を県災害対策本部事務局に設置したモニターに伝送し，リアルタイムで被災状況を確認する。



### 3 市町災害対策本部運営訓練

#### (1) 目的

関係市町において、緊急時における市町災害対策本部等の設置手順，運営方法確認及び指揮系統の確立を図り，OFC との連携を確認する。

#### (2) 参加機関

女川町，石巻市，登米市，東松島市，涌谷町，美里町及び南三陸町

#### (3) 訓練実施場所

関係市町庁舎

#### (4) 訓練内容

##### イ 市町災害対策本部の設置，運営，要員参集

各庁舎において，市町災害対策本部を設置し，関係各課に対して，市町災害対策本部設置の連絡，本部員及び指定職員等の参集を指示する。

##### ロ 宮城県女川オフサイトセンターへの職員派遣

宮城県女川オフサイトセンター県現地災害対策本部へ職員を派遣し，関係市町災害対策本部との情報連絡，県現地災害対策本部との情報共有等を行う。

##### ハ 住民防護対策の実施

市町災害対策本部は，国及び県からの指示に基づき，住民防護対策を実施する。

## 4 県現地災害対策本部運営訓練

### (1) 目的

緊急時における現地災害対策本部の設置手順, 運営方法及び指揮系統の確認, 検証を図るとともに, 県災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会等との連携を確認する。

### (2) 参加機関

宮城県

### (3) 訓練実施場所

宮城県女川オフサイトセンター

### (4) 訓練内容

#### イ 県現地災害対策本部の設置, 運営

宮城県女川オフサイトセンターにおいて, 県現地災害対策本部を設置する。

#### ロ 原子力災害合同対策協議会, 県災害対策本部と連携した応急事態対策

宮城県女川オフサイトセンターにおいて, 現地事故対策連絡会議や事態の進展に伴い設置される原子力災害合同対策協議会, 県災害対策本部及び市町災害対策本部と連携し, 各種の応急事態対応を実施する。

## 5 オフサイトセンター運営訓練

### (1) 目的

緊急時における国の原子力災害現地対策本部の設置運営方法の確認及び各機能班の活動内容について習熟を図るとともに、国、県、及び関係市町等が情報を共有し、対応に向けた調整を行う原子力災害合同対策協議会の設置運営方法及び ERC 等との連携を確認する。

### (2) 参加機関

国、県、関係市町及び防災関係機関

### (3) 訓練実施場所

宮城県女川オフサイトセンター

### (4) 訓練内容

#### イ 各関係機関等との連絡調整及び連携

宮城県女川オフサイトセンター内の各関係機関相互及び原子力災害合同対策協議会と各関係機関本部等との連絡調整を行う。

#### ロ 原子力災害合同対策協議会等の運営

緊急時活動レベル (EAL) や運用上の介入レベル (OIL) に応じた避難や屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等の各種防護措置を検討するため、以下の協議会等を開催する。

(イ) 現地事故対策連絡会議 (施設敷地緊急事態の発生により設置)

(ロ) 原子力災害合同対策協議会 (全面緊急事態の発生により設置)

#### ハ 各機能班の運営

原子力災害合同対策協議会で検討すべき事項を取りまとめるため、各機能班が必要な情報の収集や伝達、協議、調整等を行う。

#### ニ 防護措置に係る具体的対策の検討、調整

OIL2 を超過した UPZ 内の住民を一時移転等させるため、県災害対策本部事務局等と連携して情報収集及び実施方針の作成等を行う。

#### ホ 派遣要員搬送訓練

宮城県女川オフサイトセンターへの派遣要員について、ヘリコプターによる緊急搬送を行う。

## 6 緊急時モニタリング訓練

### (1) 目的

訓練参加機関と連携して緊急時モニタリングセンターの立上げ及び運営並びに緊急時モニタリング実施計画の策定等の手順を確認する。併せて、モニタリングの実施及びその結果の解析等、技術の習得を図る。

### (2) 参加機関

宮城県、関係市町及び防災関係機関

### (3) 訓練実施場所

原子力規制庁, 宮城県女川オフサイトセンター, 宮城県環境放射線監視センター 他

### (4) 訓練内容

#### イ 緊急時モニタリングセンターの立上げ及び運営

- (イ) 緊急時モニタリングセンターの立上げ
- (ロ) 緊急時モニタリング実施計画案の検討及び指示書の作成
- (ハ) モニタリングデータの整理, 妥当性の確認及びオフサイトセンター放射線班, 県現地災害対策本部ほか関係機関への報告
- (ニ) モニタリング要員の被ばく管理及び交代要員の派遣依頼

#### ロ 緊急時モニタリングの実施

- (イ) モニタリングカー等による走行サーベイ
- (ロ) 可搬型モニタリングポストの設置や試料の採取
- (ハ) 緊急時モニタリング情報共有ネットワークシステム(ラミセス)への測定データ等入力
- (ニ) モニタリング要員の被ばく線量測定及び汚染検査

### (5) 緊急時モニタリングセンター各グループの訓練

#### イ 企画調整グループ

センター長を補佐し, 緊急時モニタリングセンターの総括的業務を行う。

- (イ) 企画班
  - ・緊急時モニタリング実施計画案の検討と ERC 放射線班への提案
  - ・緊急時モニタリング実施計画に基づく指示書の作成と測定分析グループへの指示
  - ・緊急時モニタリング実施計画の見直し, 修正, 必要な知見の提案 他
- (ロ) 総括・調整班
  - ・緊急時モニタリング要員の被ばく状況の把握及びその管理
  - ・緊急時モニタリング資機材の管理及びその汚染状況の把握
  - ・緊急時モニタリングセンター内の文書管理及び運営支援 他

#### ロ 情報収集管理グループ

情報収集及び緊急時モニタリングセンター内における共有等を行う。

(イ) 収集・確認班

- ・緊急時モニタリング結果の整理及び妥当性の確認
- ・モニタリング地点周辺状況，気象情報等の把握

(ロ) 連絡班

- ・緊急時モニタリングセンター活動内容の記録
- ・ERC 放射線班，オフサイトセンター放射線班との情報連絡
- ・緊急時モニタリングセンター内の情報共有

(ハ) 情報共有システム等維持・管理班

- ・ラミセス及びテレメータシステムの監視，維持
- ・モニタリングポスト等の稼働状況の監視，維持

**ハ 測定分析グループ**

企画調整グループからの指示書に基づき，測定分析等を行う。

(イ) 総括・連絡班

- ・測定・採取班のチーム編成
- ・指示書に基づく試料採取及び測定，分析の指示
- ・測定，分析結果の報告
- ・緊急時モニタリング要員の被ばく線量測定及び汚染検査結果の報告

(ロ) 測定・採取班

- ・空間ガンマ線量率の測定（走行サーベイ，可搬型モニタリングポスト）
- ・環境試料の採取

(ハ) 分析班

- ・採取試料受入れ時の養生等施設の汚染管理
- ・環境試料の前処理・分析

## 7 広報訓練

### (1) 目的

住民等の適切な行動の確保と混乱防止を図るため、防災関係機関相互の緊密な連携の下、広報手段及び手順等の確認及び検証を行う。

### (2) 参加機関

宮城県、関係市町及び防災関係機関

### (3) 訓練実施場所

宮城県行政庁舎、関係市町庁舎 他

### (4) 訓練内容

#### イ 広報文案の作成

(イ) 事故状況に則した広報文案を作成する。

(ロ) 情報受信、整理、広報の実施までの手順を確認する。

#### ロ 報道機関への広報

速やかに公表が必要な事象が発生した際における各災害対策本部等から各報道機関への情報提供の手順を確認する。

#### ハ 住民等への広報

原子力発電所の状況や避難等の防護対策指示について、以下に示す多様な手段を用いて広報を行う。

##### (イ) 市町防災行政無線

広報が必要な地域を検討し、当該地区に設置している防災行政無線により広報を実施する。

##### (ロ) 船舶、広報車及び漁業用無線局等

海上を航行する船舶や海岸に滞在している住民等に対し、船舶からの広報を実施する。また、海上を航行する船舶に対し、漁業用無線局による広報も実施する。

陸上では、市町防災行政無線に加え、広報車等による広報も実施する。

##### (ハ) 携帯電話への緊急速報メール

女川町、石巻市、登米市、東松島市及び南三陸町の全域並びにその周辺地域に滞在する住民等に対し、適切な判断と行動を促すため、緊急速報メールを配信する。

##### (ニ) SNS

Facebook, Twitter 等のソーシャルネットワークサービス (SNS) を利用し、周辺地域内外を問わず、防護措置に係る情報を提供する。

## 8 原子力災害医療活動訓練

### (1) 目的

緊急時における円滑かつ適切な医療活動の実施のため、実施手順の検証及び関係機関相互の連携を確認するとともに、避難退域時検査等の原子力災害医療活動に対する関係職員の技術の習得、住民理解の促進を図る。

### (2) 医療機関への汚染傷病者の搬送訓練

#### イ 参加機関

宮城県，青森県，石巻地区広域行政事務組合消防本部，日本赤十字社石巻赤十字病院，国立大学法人東北大学病院，独立行政法人国立病院機構仙台医療センター，国立大学法人弘前大学，青森県立中央病院，八戸市立市民病院，公益財団法人原子力安全研究協会，東北電力株式会社

#### ロ 訓練実施場所

女川原子力発電所，日本赤十字社石巻赤十字病院，国立大学法人東北大学病院

#### ハ 訓練内容

女川原子力発電所において，傷病者が発生したとの想定で，オンサイト医療活動チームによる初期医療処置を行った後，消防との連携により，原子力災害拠点病院へ救急搬送を行う。

さらに，原子力災害医療調整官による，原子力災害医療・総合支援センターに対する原子力災害医療派遣チームの派遣要請を実施する。

### (3) 病院避難訓練

#### イ 参加機関

宮城県，日本赤十字社石巻赤十字病院，国立大学法人東北大学病院 他

#### ロ 訓練内容

一時移転指示を受けた医療機関の入院患者について，県災害医療本部による受入調整についての通信連絡訓練を実施する。また，避難元医療機関においては，入院患者の避難手順の確認を行う。

### (4) 避難退域時検査等場所活動訓練

#### イ 参加機関

宮城県，福島県，大崎地域広域行政事務組合消防本部，仙台市消防局，独立行政法人国立病院機構仙台医療センター，国立大学法人弘前大学，公立大学法人福島県立医科大学，東北電力株式会社，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

#### ロ 訓練実施場所

涌谷スタジアム，登米総合体育館，宮城県迫川防災ステーション，南三陸町スポーツ交流村

#### ハ 訓練内容

OIL2 を超過した地域から一時移転等してきた住民の車両に対して避

難退域時検査を実施するため、避難経路上に避難退域時検査等場所を設置し、汚染の基準値を超えた車両等の除染作業を行う。

(イ) 車両の検査及び簡易除染

UPZ 内から一時移転等してきた住民が乗車する車両に対し検査を実施し、基準を上回る放射性物質の付着が確認された場合には、車両の簡易除染を行う。

(ロ) 避難住民の検査及び簡易除染

UPZ 内から一時移転等してきた住民が乗車する車両に対し検査を実施し、基準を上回る放射性物質の付着が確認された場合には、当該車両に乗車している住民に対しサーベイメータによる検査を実施し、基準を上回った場合は簡易除染を行う。

(ハ) 除染必要者の搬送訓練

避難退域時検査等場所で発生した、健康状態が悪くかつ簡易除染後も除染が必要な者について、原子力災害拠点病院へ搬送することを想定し、消防への引き渡しを行う。また、原子力災害拠点病院で内部被ばくが確定した想定のもと、高度被ばく医療センター及び原子力災害医療・総合支援センターと連携し、除染必要者の転院搬送手順を確認する。

(5) 安定ヨウ素剤の緊急配布訓練

イ 参加機関

宮城県，女川町，石巻市，登米市，東松島市，涌谷町，美里町，南三陸町，一般社団法人宮城県薬剤師会，一般社団法人石巻薬剤師会

ロ 訓練実施場所

(イ) 一時集合場所

自治体名	一時集合場所
女川町	PAZ・UPZ 内の各集会所等
石巻市	市立渡波中学校
登米市	市立豊里小・中学校，津山公民館
涌谷町	大谷地集落センター
美里町	小島集落センター
南三陸町	沖田地区集会所

(ロ) 避難退域時検査等場所

涌谷スタジアム，登米総合体育館，宮城県迫川防災ステーション，南三陸町スポーツ交流村

ハ 訓練内容

PAZ 内から避難する住民のうち事前配布を受けていない住民に対し、一時集合場所において安定ヨウ素剤の緊急配布訓練を実施する。UPZ 内から一時移転等する住民に対し、一時集合場所及び避難退域時検査等場所において安定ヨウ素剤の緊急配布訓練を実施する。また、住民からの安定ヨウ素剤に関する薬学的相談対応を実施する。



(6) 災害従事車両の汚染検査等訓練

イ 参加機関

陸上自衛隊第6師団

ロ 訓練実施場所

石巻東消防署

ハ 訓練内容

災害従事車両の汚染検査及び除染等を実施する。

## 9 住民避難訓練

### (1) 目的

緊急時における適切な防護措置（屋内退避，避難）実施のため，EAL，OILの基準に基づき屋内退避や避難訓練を実施する。

実施に当たっては，防護措置に対する住民の意識高揚を図るとともに，避難所等の設置及び運営に係る防災関係機関の連携等，実施体制の検証を通じて避難住民受け入れ手順等の習熟を図る。

なお，避難訓練は市町等の職員による模擬で行うこととし，住民の輸送訓練についても，職員の模擬により，実動組織等の他，輸送事業者と連携の上，一連の避難手順を検証する。

### (2) 参加機関

国，宮城県，関係市町，避難先市町村及び防災関係機関

### (3) 訓練実施場所

関係市町 他

### (4) 訓練内容

#### イ 屋内退避訓練

##### (イ) UPZ 内住民の屋内退避

全面緊急事態に至った後，国の指示に基づき UPZ 内住民の屋内退避を行う。関係市町の全域に緊急速報メールや SNS を活用した広報を実施し，自宅等への屋内退避を実施する。

##### (ロ) 保育所，幼稚園，小学校，中学校等での児童の保護者引き渡し

警戒事態に至った後，県災害対策本部から市町教育委員会を通じて各学校へ児童の保護者引き渡しを指示し，各学校で実際の引き渡しを行うとともに，引き渡せなかった児童数等を教育委員会へ報告する。

自治体名	学校名等
女川町	女川町立しおかぜ保育所，女川町立第四保育所
石巻市	牡鹿地区保育所

##### (ハ) 保育所，幼稚園，小学校，中学校等での児童の保護者引き渡し手順の確認

警戒事態に至った後，県災害対策本部から市町教育委員会及び防災無線等を通じて各学校等へ児童の保護者引き渡しを指示し，各学校等の職員が引き渡しまでの手順を確認する。

自治体名	学校名等
石巻市	市内全保育所（園），全幼稚園，全こども園，全市立小中高等学校
東松島市	市立保育所，私市立幼稚園，市立小中学校

- (二) 保育所，幼稚園，小学校，中学校等における屋内退避  
 全面緊急事態に至った後，国の指示に基づき，市町災害対策本部から指示された屋内退避を学校単位で行う。

自治体名	学校名等
女川町	町立しおかぜ保育所，町立第四保育所，町立女川小学校，町立女川中学校
石巻市	市内全保育所（園），全幼稚園，全こども園，全市立小中高等学校
登米市	豊里こども園，つやま杉の子こども園，市立豊里小・中学校，市立柳津小学校，市立横山小学校，市立津山中学校
東松島市	私市立保育所，私市立幼稚園，市立小中学校

- (ホ) 放射線防護対策施設における屋内退避  
 施設敷地緊急事態に至った後，国からの要請に基づき，市町災害対策本部からの指示に基づき避難等を実施するが，避難等の実施により健康リスクが高まる者は，輸送等の避難態勢が整うまでの間，放射線防護対策施設への屋内退避を行う。

自治体名	区域	放射線防護対策施設名等
女川町	PAZ	旧女川第四小学校・女川第二中学校，女川町地域福祉センター
	準PAZ	旧江島自然活動センター
石巻市	PAZ	石巻市立寄磯小学校
	準PAZ	おしか清心苑
		清優館
		田代島総合開発センター
		網地島総合開発センター

- (へ) 社会福祉施設等の避難に係る調整手順の確認  
 県又は市町から UPZ 内社会福祉施設への原子力発電所での事故発生との連絡のほか，受け入れ調整を通信連絡訓練にて確認する。

ロ 一時集合場所の設置及び運営

自家用車の避難又は一時移転の手段を持たない住民に対して行政が準備したバス等での避難又は一時移転を行うため、各市町の避難計画で定めた一時集合場所を開設し、住民の氏名等の確認、安定ヨウ素剤の緊急配布等を行う。

自治体名	設置場所	安定ヨウ素剤 緊急配布の実施
女川町	PAZ・UPZ 内の各集会所等	○
石巻市	市立渡波中学校	○
登米市	市立豊里小・中学校，津山公民館	○
涌谷町	大谷地集落センター	○
美里町	小島集落センター	○
南三陸町	沖田地区集会所	○

ハ 避難所受付ステーションの設置及び運営

避難先自治体に到着した避難住民に対し、行政区画（区）毎に割り当てられている避難所を案内するため、下表に示す施設に避難所受付ステーションを設置する。

設置自治体	施設名
栗原市	栗原市若柳総合体育館（女川町民用地）
登米市	登米市米山総合支所（登米市民用地） 登米市登米総合支所（登米市民用地）
大崎市	宮城県大崎合同庁舎（石巻市民用地）
名取市	名取市役所（東松島市民用地）
亘理町	亘理町役場（東松島市民用地）

ニ 避難所の設置及び運営

PAZ 内避難住民及びUPZ 内一時移転等住民を受け入れるため、下表に示す場所に避難所を設営する。

なお、受付、検温、消毒、避難所内でのエリア分け等、感染症流行下における避難所運営を実践する。

設置自治体	施設名
栗原市	栗原市高清水体育センター（女川町民用地）
大崎市	大崎市古川保健福祉プラザ（石巻市民用地）
登米市	登米市南方武道伝承館（登米市民用地） 中田農村環境改善センター（登米市民用地）
亘理町	亘理町立亘理中学校（東松島市民用地）

## ホ 避難訓練

### (イ) 施設敷地緊急事態における避難

市町名	対象地区	避難手段	中継地点	避難所受付 St.	避難先
女川町	出島	船舶, バス	女川港	栗原市若柳総合体育館	栗原市高清水体育センター
	江島	ヘリコプター, 自衛隊車両 (バス)	石巻市総合運動公園	栗原市若柳総合体育館	栗原市高清水体育センター
石巻市	網地島	ヘリコプター	石巻市曾波神公園	—	—

### (ロ) 全面緊急事態における避難

市町名	対象地区	避難手段	中継地点	避難所受付 St.	避難先
女川町	五部浦, 北浦	バス	各集会場	栗原市若柳総合体育館	栗原市高清水体育センター
石巻市	福貴浦	船舶	石巻港	—	—
	鮎川	船舶	石巻港	—	—
	田代島	ヘリコプター	石巻市曾波神公園	—	—
	荻浜	バス	—	宮城県大崎合同庁舎	大崎市古川保健福祉プラザ
	—	ヘリコプター	石巻市総合運動公園	—	—

## (ハ) 放射性物質放出後の OIL に基づく一時移転等

市町名	対象地区	避難手段	避難退域時 検査等場所	避難所受付 St.	避難先
女川町	全地域	バス	登米市登米 総合体育館	栗原市若柳総 合体育館	栗原市高清水体 育センター
石巻市	渡波	バス	涌谷スタジ アム	県大崎合同庁 舎	大崎市古川保健 福祉プラザ
登米市	豊里 津山	バス	宮城県迫川 防災ステー ション, 登米市登米 総合体育館	登米市米山総 合支所, 登米市登米総 合支所	登米市南方武道 伝承館, 中田農村環境改 善センター
東松島市	小野 野蒜	バス	(東松島市 学校給食セ ンター)	名取市役所	—
	宮戸	ヘリコ プター		—	—
涌谷町	大谷地	バス	(涌谷地区 河川防災ス テーション)	(涌谷地区河 川防災ステー ション)	(わくや天平の 湯)
美里町	小島	バス	(美里町南 郷体育館)	(美里町スイ ミングセンタ ー)	(美里町駅東地 域交流センター)
南三陸町	戸倉 沖田	バス	南三陸町ス ポーツ交流 村	—	—

※ ( ) 内は通過及び車内からの確認のみ実施。

## (ニ) 避難等区域内住民の確認

各消防本部及び消防団による避難等区域内の住宅における住民の避難状況の確認のための巡回を行う。

## 10 交通対策・警戒警備等訓練

### (1) 目的

概ね30km圏内の住民の円滑な避難の実現のため、宮城県警察による交通対策等の実務の習熟を図る。また、避難経路上における通行上の支障を除去し、住民避難を達成するための一連の流れを確認する。

### (2) 参加機関

宮城県警察，陸上自衛隊，海上保安庁第二管区海上保安本部，東日本高速道路株式会社東北支社

### (3) 訓練実施場所

関係市町 等

### (4) 訓練内容

#### イ 交通規制・誘導訓練

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態において、円滑な避難を実施できるよう、PAZ及び準PAZ方面への車両の流入等を規制する。また、渋滞の発生が予想される交差点において信号機を操作し、警察官が通行を指示する。

#### ロ 車両への交通情報提供訓練

避難経路上の交通に係る情報について、交通情報板により、通行中の車両に情報を提供する。

#### ハ 道路啓開訓練

避難経路上において倒木、落橋等の通行上の支障が発生した場面を想定し、現場偵察、架橋設営により住民の避難経路を確保する。

#### ニ 海上警戒警備訓練

女川原子力発電所周辺海域に設定された警戒区域内への、許可のない立入りを制限するため、海上において船舶による警備行動を実施する。

## 1.1 新型コロナウイルス感染症対策訓練

### (1) 目的

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた避難所等の運営及び住民輸送時の対策を確認し、関係者の手順の検証や技能の習熟を図る。

### (2) 参加機関

国、宮城県、関係市町 等

### (3) 訓練実施場所

一時集合場所、避難退域時検査等場所、避難所受付ステーション、避難所、住民避難車両（バス）等

### (4) 訓練内容

#### イ 感染疑い者の搬送

孤立地域となった石巻市鮎川地区（準PAZ）で強く感染が疑われる者が出たとの想定の下、感染疑い者の搬送を実施する。

#### ロ 一時集合場所における対応

密閉・密集・密接（以下「3密」という。）を避けるよう、風通しの良い場所や広い場所で受付を行うとともに、マスク着用の徹底、手指消毒、健康チェックを行う。

#### ハ 避難退域時検査等場所における対応

人との接触がある住民検査会場を屋外に設置することを優先し、屋内にしか場所を確保できない場合にも、感染疑い者と一般住民の検査レーンを分けて対応する。

#### ニ 避難所における対応

令和2年6月に宮城県が発出した「感染症流行下における避難所運営ガイドライン」に基づき、避難先市町村が作成した避難所運営マニュアルに沿った感染症対策も考慮した対応を行う。

#### ホ 避難車両における対応

一時集合場所による健康チェックの結果、感染疑い者（発熱・咳症状のある者も含む）がいた場合には、別の車両による避難を実施する。避難車両に乗車する際には、マスク着用の徹底、手指消毒を行う。車両内での3密を防止するため、使用する座席を限定するなどの対策をとる。